

東深井小学校のきまり

東深井小学校生徒指導部

1. 生活に関すること

1. 登校時間は7時45分～8時00分です。その時間に学校に着くようにしてください。
 - ・8時5分より健康観察、朝の会が始まります。
 - ・1～3年生は登下校時に黄色い帽子を着用します。
2. 登下校時は通学路を通ります。教育資料で届けている道路とします。
3. 一度登校したら、忘れ物を取りに帰ることはできません。
(交通事故防止、不審者遭遇回避のためです)
4. 校舎内では、バレースューズ(一般的な上履き)を履きます。(ひも靴は不可)
 - ・上履きのつま先部分には名前とクラス、かかと部分には名前を書いてください。
(記名はフルネームでお願いします。名前以外は書かないようにしてください。)
 - ・上履きを忘れたときは、職員室で貸し出し用の上履きを貸し出します。また、借りた上履きは洗って返します。
(この際、借り方の約束を指導し、物を借りるときの作法や態度を身につけさせます)
5. ハンカチとティッシュは毎日、携行するようにしてください。
6. 給食で使う箸は、箸の日に限らず、毎日用意してください。
(持ってくる日、こない日を分けませんので、箸忘れをしないようお願いします)
7. 登校後に、校内では名札をつけます。
 - ・校外学習等、校外に出る場合にも名札をつけます。
(名札がない場合、職員室で購入してください)
(ただし、1年生は入学後に配布された色別の名札を登下校時から着用します)
8. 水筒は通年持つてくることができます。休み時間などに水道水の代わりに飲んで構いませんが、水道水の代わりなので中身は水(またはお茶)のみとします。学校には冷水器が設置されています。
(ただし、運動会練習期間は中身を薄めのスポーツドリンクにしても構いません)
(部活動の夏休み中の練習でもスポーツドリンクを認めています)
9. 学校生活に必要なものを持ってきません。
 - ・カイロ、リップクリーム、ハンドクリームの携行は禁止です。
(個別の事情がある場合、連絡帳等で担任に事前に相談してください)
 - ・ミサンガ、アクセサリー(手首や首元などに不必要な装身具、華美な装飾品)、マニキュアなどは、学校にできてはいけません。
 - ・ネックウォーマー、マフラー、手袋、コート類、耳当て等の防寒具は、登下校中のみ着用するように指導します。(室内では着用しないように指導します)
10. 携帯電話の携行は認めていません。
11. 安全のため、ランドセルの横にはできるだけ物を下げないように指導します。必要最低限の物だけを下げないようにしてください。
12. 放課後は、校庭に来て遊ぶことはできません。(学童を除く)

2. 学習に関すること

1. シャープペンシル、ボールペン、蛍光ペン等は、学校では使用しません。
※小学生のうちはしっかりとした文字型や適度な筆圧を身につけることが大切です。
シャープペンシルやボールペンはそれに適しません。
※えんぴつやキャップ、消しゴムはできるだけシンプルな物で学習に適したものにしてください。
2. 常時使用する学習道具は、道具袋に入れて教室の机の横にかけておきます。
3. 体育の授業では、必ず体操服を着用し、赤白帽子をかぶります。
 - ・体育の見学は保護者による連絡帳での届け出を原則とします。
 - ・原則として体操服を忘れた児童は、授業を見学させています。
 - ・寒い時期の体育では、安全上、フードなど引っかかる部分のないジャージ、トレーナー、フリース、ウインドブレーカー等を着用し、運動後に身体が温まったら脱ぐようにさせます。生地やデザインは運動時の上着に適した物にしてください。
 - ・衛生面から、汗をかくことを目的とする体育の時は、レギンスやタイツやネックウォーマーは着用できません。体操服に着替えるときに脱ぐようにさせます。
 - ・体育で寒い場合、手袋の着用を認めます。ただし手を使う運動の時は外させます。
4. 教科書やノートを机の中に入れて帰ることはありません。
(但し、学年学級によっては、教室保管とする教科書類があります)

<p>「筆箱の中身」</p> <ul style="list-style-type: none">・鉛筆 5本程度・赤青えんぴつ 1本・消しゴム 1個・ネームペン 1本・15cm程度の定規 1本 (折りたたみのものは使用しない)	<p>上履きの記名</p> <p><つま先側></p>  <p><かかと側></p> 
<p>「道具袋の中身」</p> <ul style="list-style-type: none">・はさみ ・のり ・セロテープ ・ホチキス ・12色の色えんぴつ (・クレヨン ・カスタネット) <p>※ () 内の物は、1. 2年生の間だけ使用します。</p>	

※波線部が昨年度からの変更点になります。ご確認ください。

令和2年4月一部改定